

# 社会福祉法人常陽社会福祉事業団職員行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成22年12月1日 から 平成26年12月31日 までの期間

## 2 策定内容と対策

### (1) 子どもが生まれる際の父親の休暇の取得の促進

◇平成 22 年 12 月～:子どもの出生時における父親の特別休暇及び年次有給休暇の取得促進について周知徹底を図る。

### (2) 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し

◇平成 22 年 12 月～:育児休業の取得の申出があった場合、事例ごとに当該部署において業務分担の見直しを行う。

◇平成 22 年 12 月～:女性・・・取得率を70%以上にする。

### (3) 三歳から小学校に入学するまでの子を養育する労働者に対する所定外労働の免除制度の導入

◇平成 22 年 12 月～:小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の所定外労働の免除制度の導入。

### (4) 年次有給休暇の取得の促進のための措置

◇平成 22 年 12 月～:子どもの予防接種実施日や授業参観日における年次休暇の取得促進を図る。